

## 宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金交付要綱

平成 23 年 7 月 29 日  
公益財団法人宮崎県口蹄疫復興財団

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業実施要領に基づき、公益財団法人宮崎県口蹄疫復興財団（以下「財団」という。）が実施する、平成22年4月以降において発生が確認された口蹄疫により重大な影響を受けた県内経済及び県民生活の早期の復興及び再建を図ることを目的とする取組に対して助成金を交付する事業について、必要な事項を定めることにより、助成金の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 県域観光団体等

公益財団法人みやざき観光コンベンション協会及び宮崎県内の観光業を統括するその他の団体

(2) 県域商工団体等

社団法人宮崎県商工会議所連合会、宮崎県商工会連合会、宮崎県中小企業団体中央会、社団法人宮崎県工業会、宮崎県商店街振興組合連合会及び宮崎県内の商工業等を統括するその他の団体

(3) 農業団体等

次に掲げる法人や団体であって、原則として県内に主たる事務所又は事業所を有するもの

① 農業生産法人

② 農業協同組合、農業協同組合連合会

③ 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体、独立行政法人農畜産業振興機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を所有しているもの

④ 農業者等で組織する営農集団等であって、原則として3者以上で構成されているもの

⑤ 農畜産関係公社（農業及び畜産業の振興を目的に設立された公社で、地方公共団体が出資している法人）

⑥ 県域農畜水産物販売等促進団体

県内外において県内農畜水産物の販売の促進、商品の開発等流通の基盤づくりの取組を行う団体であって、原則として県内に主たる事務所を有するもの。

(4) 中小企業者

独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第2条に規定する中小企業者（農林漁業者を除く。）であって、原則として県内に主たる事務所又は事業所を有する者

(5) 県域自衛防疫団体

県内の市町村等の各地域において自衛防疫活動を指導・推進する団体（以下「市町村自衛防疫推進協議会等」という。）を統括する団体

(6) 土地改良事業団体連合会

土地改良法（昭和24年法律第195号）第111条の2の規定により設立された宮崎県土地改

良事業団体連合会

(7) NPO法人等

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利法人（以下「NPO法人」という。）又はこれらに準じた活動を行う任意団体であつて、原則として県内に主たる事務所を有するもの。ただし、特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とした団体、公序良俗に反する等適当でないと思はれるものは除く。

(8) 大学

県内に所在する大学

(9) 助成対象者

財団から本助成金の交付を受けようとするもの

(10) 助成事業者

財団から本助成金の交付を受けるもの

(11) 事業主体

本助成金を直接又は間接に交付されるものであつて、次条に規定する事業を直接行うもの

(12) 所管課

第9号及び第10号に定めるものを所管する宮崎県本庁各分課（これに相当する組織を含む）

（助成対象事業）

第3条 助成対象事業は、以下の各号のとおりとする。

1 畜産新生分野

- (1) 生産性向上等支援
- (2) 販路拡大プロモーション
- (3) 地域防疫等支援
- (4) 防疫・畜産振興研究等支援

2 フードビジネス振興分野

- (1) フードビジネスプラットフォーム構築
  - ① マーケットイン強化
  - ② 6次産業化総合支援
- (2) 生産・供給体制づくり
  - ① 農業基盤づくり
  - ② 農業設備整備

3 中小企業振興分野

- (1) 成長産業基盤支援
- (2) アンテナショップ・出展等支援
- (3) 金融対策支援

4 誘客対策分野

- (1) スポーツランドステップアップ
- (2) コンベンション等支援
- (3) 修学旅行・記紀編さん1300年等推進
- (4) 海外観光誘客強化

5 地域振興分野

- (1) 西都・児湯広域復興支援

(2) 西都・児湯広域連携支援

(3) 活力ある地域づくり支援

## 6 その他

(1) 連携・協働復興支援

(2) 復興メモリアル支援

(助成対象経費及び助成率)

第4条 前条に掲げる各事業について、助成対象となる事業内容、助成金交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）、助成事業者、事業主体、助成率、助成限度額及び事業期間は別表に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第5条 助成対象者が、助成金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第1号）を所管課を経由して提出するものとし、所管課は当該交付申請書を審査の上、意見を付して理事長に送付するものとする。

- 2 助成対象者は、助成金の交付を申請する場合において、各事業主体において当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）があるときは、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。
- 3 助成対象者は、やむを得ない事情により、助成金の交付の決定前に事業に着手する必要がある場合は、事前に理事長に交付決定前着手届（様式第2号）を第1項の交付申請書とともに理事長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 理事長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容について審査を行い、適当と認めた事業（以下「助成事業」という。）について、予算の範囲内で助成金の交付決定を行い、申請者に交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

- 2 理事長は、助成金の交付の決定に当たっては、前条の規定により助成金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請書がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該助成金に係る消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 理事長は、前条ただし書の規定による助成金の交付の申請がなされたものについては、助成金に係る消費税等仕入控除税額について、助成金の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 助成金を間接的に交付されるものは、助成事業者が本要綱に準じて定める助成金交付要綱に基づき、助成事業者に対して交付申請を行い、助成事業者は、これを審査し、交付を決定するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 助成事業者は、助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受け

た日から20日以内に交付申請取下届出書（様式第4号）を理事長に提出するものとする。

（助成事業の内容又は経費の変更）

第8条 助成事業者は、助成事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更交付申請書(様式第5号)を所管課を経由して提出するものとし、所管課は当該変更交付申請書を審査の上、意見を付して理事長に送付するものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 理事長は、前項の規定による変更承認申請書の提出があったときには、その内容について審査を行い、予算の範囲内で助成金の変更決定等を行い、助成事業者に交付決定変更通知書（様式第6号）により通知する。

（軽微な変更の範囲）

第9条 前条に規定する軽微な変更とは、次のとおりとする。

- (1) 助成対象経費の合計額の20パーセント以内の減少
- (2) 収支予算書に記載された助成対象経費の各経費区分相互間においていずれか低い額の20パーセント以内の経費の配分の変更
- (3) 実施時期の変更等の助成事業の趣旨を変えない事業内容の変更

（助成事業の廃止等）

第10条 助成事業者は、助成事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書(様式第7号)を理事長に提出し、その承認を得なければならない。

（助成事業の遅延等）

第11条 助成事業者は、助成事業が予定期間内に完了しないとき又は助成事業の遂行が困難となったときは、あらかじめ事業遅延等報告書（様式第8号）を理事長に提出し、指示を受けなければならない。

（状況報告）

第12条 助成事業者は、助成事業の実施状況について理事長が報告を求めたときは、事業遂行状況報告書（様式第9号）を理事長に提出しなければならない。

（実績報告）

第13条 助成事業者は、助成事業が完了したとき（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）は、その日から起算して30日以内又は助成金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第10号）を所管課を経由して提出するものとし、所管課は当該事業実績報告書を審査の上、意見を付して理事長に送付するものとする。

2 助成事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該助成金に係る消費税等仕入控除税額相当額を減額して報告しなければならない。

（助成金の額の確定）

第14条 理事長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときには、報告書の審査及び必

要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に交付額確定通知書（様式第11号）により通知する。

- 2 理事長は、前項の確定に当たって、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から30日以内とし、理事長は、期限内に納付がない場合は、期限日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

#### （助成金の支払）

第15条 助成金の支払方法は、別表のとおりとする。

- 2 助成事業者は、前項の規定による助成金の支払を受けようとするときは、精算払（概算払）請求書（様式第12号又は様式第13号）を理事長に提出しなければならない。

#### （助成金の経理等）

第16条 助成事業者は、この助成金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした帳簿及び証拠書類を整備の上、助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

#### （消費税等仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還）

第17条 助成事業者は、助成事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税額及び地方消費税の確定に伴う報告書（様式第14号）により理事長に報告しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定による報告があった場合には、当該助成金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

#### （交付決定の取消等）

第18条 理事長は、助成事業者が、次の各号のいずれかに該当したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - (2) 当該助成金を他の用途に使用したとき。
  - (3) 助成事業を中止又は廃止したとき。
  - (4) 助成事業の遂行が困難になったと認められるとき（助成事業が予定期間内に完了しないときも含む。）。
- 2 理事長は、前項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。
  - 3 前項に基づく助成金の返還については、第14条第3項の規定を準用する。
  - 4 理事長は、第1項の規定に基づき、助成金の交付決定を取り消したときには、助成事業者に交付決定取消通知書（様式第15号）により通知する。

#### （財産の処分の制限）

第19条 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産については、理事長の

承認を受けないで助成金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第14号）に定める耐用年数の期間を経過した場合はこの限りではない。

- 2 助成事業者は、前項の財産について処分しようとする場合は、取得財産処分承認申請書（様式第16号）を理事長に提出して、その承認を受けなければならない。
- 3 理事長は、前項の承認をした助成事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を財団に納付させることができるものとする。

（実地調査等）

第20条 理事長は、必要と認めるときは、助成事業者に対し書類の提出を求め、又は実地に調査することができる。

（書類の提出部数等）

第21条 この要綱の規定により理事長に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、別記に定めるところによる。また、助成対象者から提出された申請書、添付資料等は返却しないものとする。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、理事長が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1 助成対象となる事業内容、助成対象経費

事業（メニュー）区分	事業内容	助成対象経費
1 畜産新生分野		
(1) 生産性向上等支援	<p>全国のモデルとなる安全・安心で付加価値や収益性の高い畜産の構築を推進する次の事業</p> <p>① 生産性向上を図るための機器等を導入した技術や経営モデルの実証への支援</p> <p>② 繁殖成績等の向上のための技術・経営分析を随時提供できるシステム構築</p> <p>③ 西都・児湯地域の畜産経営拡充につながる対策への支援</p>	<p>① 直接事業 ○ソフト事業 賃金、謝金、旅費、委託料、需用費、役務費、使用料・賃借料 ○ハード事業 設計監理費、工事費（付帯工事費含む。）、委託料、物品の修繕に要する経費、備品購入費</p> <p>間接事業 補助金（ただし、ソフト事業にあつては事業費の2/3以内、ハード事業にあつては事業費の1/2以内とする。）</p> <p>② 直接事業 ○ソフト事業 賃金、謝金、旅費、委託料、需用費、役務費、使用料・賃借料 ○ハード事業 設計監理費、工事費（付帯工事費含む。）、委託料、物品の修繕に要する経費、備品購入費</p> <p>③ 直接事業 ○ソフト事業 賃金、謝金、旅費、委託料、需用費、役務費、使用料・賃借料 ○ハード事業 設計監理費、工事費（付帯工事費含む。）、委託料、物品の修繕に要する経費、備品購入費</p> <p>間接事業 補助金（ただし、事業費の1/2以内とする。）</p>

事業（メニュー）区分	事業内容	助成対象経費
(2) 販路拡大プロモーション	<p>県産食肉の安定的な販売・消費を確保するために実施する次の事業</p> <p>① 全共日本一2連覇を生かしたプロモーションを総合的に展開する取組の支援</p> <p>② 県内畜産物を活用した産地加工商品の新規開発や付帯器機導入の取組を支援</p>	<p>①直接事業 ○ソフト事業 賃金、謝金、旅費、委託料、需用費、役務費、使用料・賃借料、補助金 ○ハード事業 設計監理費、工事費（付帯工事費含む。）、委託料、物品の修繕に要する経費、備品購入費</p> <p>②間接事業 補助金（補助の対象は①に掲げる対象経費に準じるものとし、ソフト事業にあつては事業費の2/3以内、ハード事業にあつては事業費の1/2以内とする。）</p>
(3) 地域防疫等支援	<p>① 県域の自衛防疫団体が、市町村又は市町村自衛防疫推進協議会等が実施する地域の防疫に資する取組への助成</p> <p>ア 生産者の衛生水準の向上等の地域防疫の充実のために、市町村自衛防疫推進協議会が企画・提案して実施する特徴ある取組</p> <p>イ 口蹄疫等の家畜伝染病発生時に初動対応として市町村自衛防疫推進協議会が独自に実施する防疫措置に使用する備蓄用防疫資材等の購入等</p> <p>ウ 防疫資材等の備蓄に必要な倉庫の整備（用地の購入・造成は除く。）</p> <p>エ 共同で利用する車両等消毒用施設の整備（用地の購入・造成は除く。）</p> <p>② ①の事業の推進及び助成金の交付に係る事業</p>	<p>直接事業 ○ソフト事業 賃金、謝金、旅費、委託料、需用費、役務費、使用料・賃借料 ○ハード事業 設計監理費、工事費（付帯工事費含む。）、委託料、物品の修繕に要する経費、備品購入費</p> <p>間接事業 補助金（ただし、補助の対象は②に掲げる対象経費に準じるものとし、ア及びイについては事業費の1/2以内、ウ及びエについては事業費の1/3以内とする。）</p>
(4) 防疫・畜産振興研究等支援	<p>科学的な知見に基づく家畜防疫や畜産振興等に資する研究や研修・教育事業</p>	



事業（メニュー）区分	事業内容	助成対象経費
2 フードビジネス振興分野		
(1) フードビジネスプラットフォーム構築		
① マーケットイン強化	① マーケットインの実現のための市場リサーチ、マーケティング、ブランディング、ネットワーク形成の取組への支援 ② マーケットインによる開発、生産・加工を強化するための加工機械等の設備導入への支援 ③ フードビジネスを支える産業人材育成、人的ネットワーク形成等を図る取組 ④ 上記の事業の推進及び助成金の交付に係る事業地域の観光団体等が実施する次の事業	直接事業 賃金、謝金、旅費、委託料、需用費、役務費、使用料・賃借料  間接事業 補助金（ただし、ソフト事業にあつては事業費の2/3以内、ハード事業にあつては事業費の1/2以内とする。） ○ソフト事業 賃金、謝金、旅費、委託料、需用費、役務費、使用料・賃借料 ○ハード事業 設計監理費、工事費（付帯工事費含む。）、委託料、物品の修繕に要する経費、備品購入費
② 6次産業化総合支援	① 新たな付加価値、サービスを創出するために農業者や水産加工・流通業者等が主体的に行う販路拡大や施設整備等の取組を支援 ② 上記の事業の推進及び助成金の交付に係る事業	直接事業 賃金、謝金、旅費、委託料、需用費、役務費、使用料・賃借料 ○ソフト事業 設計監理費、工事費（付帯工事費含む。）、委託料、物品の修繕に要する経費、備品購入費
(2) 生産・供給体制づくり		
① 農業基盤づくり	① 人材育成 地域農業の担い手を地域で育てるための研修、施設整備等への支援 ② 畑地かんがい営農基盤整備 生産者が自ら行う畑地かんがいを活用した新技術基盤整備、小規模基盤整備事業等への支援 ③ 上記の事業の推進及び助成金の交付に係る事業	直接事業 賃金、謝金、旅費、委託料、需用費、役務費、使用料・賃借料  間接事業 補助金（ただし、事業費の2/3以内とする。） ○ソフト事業 賃金、謝金、旅費、委託料、需用費、役務費、使用料・賃借料 ○ハード事業 設計監理費、工事費（付帯工事費含む。）、委託料、物品の修繕に要する経費、備品購入費
② 農業設備整備	① 低コスト生産支援 低コスト生産のための資機材の導入、施設整備実証等への支援 ② 生産力向上支援 マーケットの需要に応じた安定供給を図る収量向上に資する設備の導入等への支援 ③ 上記の事業の推進及び助成金の交付に係る事業	直接事業 賃金、謝金、旅費、委託料、需用費、役務費、使用料・賃借料 ○ソフト事業 設計監理費、工事費（付帯工事費含む。）、委託料、物品の修繕に要する経費、備品購入費

事業（メニュー）区分	事業内容	助成対象経費
3 中小企業振興分野		
(1) 成長産業基盤支援	① フードビジネス以外の中小企業者等の成長産業化に資する実効性の高い商品開発・販路拡大につながる市場リサーチ、マーケティング、ブランディング、ネットワーク形成への取組 ② 商工団体や商業者等が地域や中小企業の成長に向けて実施する取組	直接事業 ○ソフト事業 賃金、謝金、旅費、委託料、需用費、役務費、使用料・賃借料 ○ハード事業 設計監理費、工事費（付帯工事費含む。）、物品の修繕に要する経費、備品購入費
(2) アンテナショップ・出展等支援	① 商業集積地である都市部での販路拡大に向けたアンテナショップの開設 ② 県外等における展示会への「宮崎県ブース」の出展による効果的なPRや商談会等の取組	間接事業 補助金（ただし、ソフト事業にあつては事業費の2/3以内、ハード事業にあつては事業費の1/2以内とする。）
(3) 金融対策支援	県域商工団体等が、市町村が実施する県や市町村の設備資金等の融資制度に係る中小企業者への利子補給又は信用保証料補助の取組への助成	賃金、謝金、旅費、委託料、需用費、役務費、使用料・賃借料、補助金（ただし、事業費の1/2以内とする。）
4 誘客対策分野		
(1) スポーツランドステップアップ	ブランド力強化や合宿受入基盤整備等スポーツランドの取組を全県展開する取組	直接事業 賃金、謝金、旅費、委託料、需用費、役務費、使用料・賃借料
(2) コンベンション等支援	① コンベンション開催支援 ② コンベンション等と連動した地域の誘客の取組への支援	間接事業 補助金
(3) 修学旅行・記紀編さん1300年等推進	① 教育旅行関係者招へい等の増加対策 ② 神話巡りツアー、体験型旅行商品造成等、県外からの誘客に資する事業 ③ 観光団体等の「食」に関する観光の取組	
(4) 海外観光誘客強化	韓国・台湾等、海外からの誘客に資する事業	

事業（メニュー）区分	事業内容	助成対象経費
5 地域振興分野		
(1) 西都・児湯広域復興支援	西都・児湯地域の市町村が、広域的な統一コンセプトに基づき企画・提案を行い、実施する象徴的な事業	○ソフト事業 賃金、謝金、旅費、委託料、需用費、役務費、使用料・賃借料、補助金 ○ハード事業 設計監理費、工事費（付帯工事費含む。）、委託料、物品の修繕に要する経費、備品購入費
(2) 西都・児湯広域連携支援	(1)の事業を活用して整備する拠点等を有機的に結びつけるなど、広域的な連携方策を企画又は実施する事業	
(3) 活力ある地域づくり支援	西都・児湯地域以外の市町村が、地域の活性化に資するために実施する地域資源等の情報発信、地域経済の需要拡大に資する事業等の特徴ある事業	
6 その他		
(1) 連携・協働復興支援	西都・児湯地域におけるNPO法人等による「こころと身体のケア」に資する事業	賃金、謝金、旅費、委託料、需用費、役務費、使用料・賃借料
(2) 復興メモリアル支援	口蹄疫からの復興等のメモリアルに資する事業	

助成対象経費については、全ての事業区分において、上記の他に理事長が必要と認める経費を助成対象とすることができる。

2 助成事業者、事業主体、助成率、助成限度額、事業期間、支払方法

事業（メニュー）区分	助成事業者 （事業主体）	助成率	助成限度額	事業期間	支払方法
1 畜産新生分野					
(1) 生産性向上等支援	農業団体等（農業者）	定額	50百万円	単年度（ただし、複数年度の採択を受けた場合はこの限りでない。）	精算払又は概算払
(2) 販路拡大プロモーション	農業団体等（企業、農業者）				
(3) 地域防疫等支援	県域自衛防疫団体（市町村自衛防疫推進協議会等、市町村）				
(4) 防疫・畜産振興研究等支援	大学				精算払
2 フードビジネス振興分野					
(1) フードビジネスプラットフォーム構築					
① マーケットイン強化	商工団体等（中小企業、農業者）	定額	50百万円	単年度（ただし、複数年度の採択を受けた場合はこの限りでない。）	精算払又は概算払
② 6次産業化総合支援	農業団体等（中小企業、農業者、水産加工業者等）				
(2) 生産・供給体制づくり					
① 農業基盤づくり	農業団体等（農業者）	定額	50百万円	単年度（ただし、複数年度の採択を受けた場合はこの限りでない。）	精算払又は概算払
② 農業設備整備	農業団体等（農業者）				
3 中小企業振興分野					
(1) 成長産業基盤支援	商工団体等（中小企業者）	定額 間接定額	50百万円	単年度（ただし、複数年度の採択を受けた場合はこの限りでない。）	精算払又は概算払
(2) アンテナショップ・出展等支援	商工団体等				
(3) 金融対策支援	商工団体等（市町村）	定額	40百万円		

事業（メニュー）区分	助成事業者 （事業主体）	助成率	助成限度額	事業期間	支払方法
4 誘客対策分野					
(1) スポーツランド ステップアップ	県域観光団体等 （地域団体等）	定額	100百万円	単年度	精算払 又は 概算払
(2) コンベンション 等支援					
(3) 修学旅行・記紀 編さん1300年等推 進					
(4) 海外観光誘客 強化					
5 地域振興分野					
(1) 西都・児湯広域 復興支援	西都・児湯地域の 市町村	○ソフト 3/4以内 ○ハード 2/3以内  ○間接補助 定額（ソ フト3/4 以内、ハ ード2/3 以内）	100百万円	単年度（ただ し、複数年度 の採択を受け た場合はこの 限りでない。）	精算払
(2) 西都・児湯広域 連携支援	西都・児湯地域の 市町村、商工会議 所、商工会等の経 済団体で構成する 団体		10百万円		精算払 又は 概算払
(3) 活力ある地域づ くり支援	西都・児湯地域以 外の市町村		10百万円		精算払
6 その他					
(1) 連携・協働復興 支援	NPO法人等	定額	2百万円	単年度（ただ し、複数年度 の採択を受け た場合はこの 限りでない。）	精算払 又は 概算払
(2) 復興メモリアル 支援	口蹄疫からの復興 等のメモリアルに 資する事業等を開 催する団体				

注1) 事業期間内にファンド事業の最終年度（平成27年度）の年度末が到来する場合は、本表の定めによらず、当該最終年度のあらかじめ定められた期日までに事業を完了しなければならない。

注2) 表中の助成限度額は、単年度における1件の交付に係る助成限度額である。

平成 年 月 日

公益財団法人 宮崎県口蹄疫復興財団

理事長

殿

住 所

名 称

代表者氏名

印

宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金交付申請書

(事業(メニュー)区分: 事業 )

宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金について、宮崎県口蹄疫復興対策運用型  
ファンド事業助成金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- |   |            |   |   |
|---|------------|---|---|
| 1 | 助成事業に要する経費 | 金 | 円 |
| 2 | 助成対象経費     | 金 | 円 |
| 3 | 助成金申請額     | 金 | 円 |
| 4 | 添付書類       |   |   |

(1) 事業計画書

- ① 事業計画書 別紙1のとおり
- ② 予算明細書 別紙2のとおり
- ③ 予算明細書の説明資料 別紙3のとおり
- ④ 事業スケジュール 別紙4のとおり

(2) 収支予算書 別紙5のとおり

(3) 成果の目標について(産地構造・産業構造転換推進事業) 別紙6のとおり

(4) その他

- ① 法人登記簿謄本
- ② 定款(任意団体の場合は要綱等)
- ③ 役員名簿(生年月日及び性別を記載したもの)
- ④ 直近3期分の決算関係書類
- ⑤ 県の納税証明書
- ⑥ 会員・構成員等一覧
- ⑦ 団体等のパンフレット(概要のわかるもの)
- ⑧ その他補助事業内容の説明資料
- ⑨ 整備予定地の現状写真、計画地区位置図、計画施設平面図等
- ⑩ 施設等の規模決定の根拠資料、事業費の積算資料
- ⑪ 資金調達及び償還計画書、施設等の収支見通し等
- ⑫ 施設等の維持管理計画

\*⑧～⑫はハード事業(施設整備)の場合に添付してください。

事業計画書

(事業(メニュー)区分: 事業 )

1. 申請団体の概要

名称:  
代表者名及び役職名:  
住所:  
電話番号:  
FAX番号:  
メールアドレス:  
設立年月日:  
常勤職員数:  
常勤役員数:  
構成員数  
連絡者名及び役職名:  
主な事業の概要:

注) 営農集団等が事業主体の場合は、次の要件を備えること。

- (1) 市町村等からの指導及び協力が得られること。
- (2) 共同活動を行うために、次の事項についての規約を有すること。
  - ① 営農集団等の目的、名称、住所、代表者及び構成員に関すること。
  - ② 共同活動に関すること。
  - ③ 営農集団等の組織運営管理に関すること。
  - ④ その他営農集団の定着に必要な事項

2 事業内容等

(1) 事業の名称

(2) 事業目的

(3) 事業期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

(4) 事業内容

注1) 必要に応じて参考資料を作成・添付してください。

注2) 西都・児湯広域復興支援事業については、広域的な統一コンセプトとの関連性、事業実施後の西都・児湯地域の他自治体との連携内容を具体的に記述してください。

注3) 間接補助事業については、交付要綱等を添付してください。

### 3 事業に係る現況と今後の展開等

#### (1) 現状と課題等

① 業界や団体等を取り巻く現状や課題

② これまでに実施した取組や事業

#### (2) 今回の取組による効果等

① 今回応募する事業により期待される効果

② 今回応募する事業以外に取り組む事業や対策とその効果

#### (3) 今後の展開

① 今回の事業・効果を継続するための方策

② 新たな対策（財団事業終了後に想定される事業や財源等）

### 4 事業の目標

### 5 公的団体から補助金の交付を受けた実績（過去3年間の実績）及び本実施内容で当該年度の他の補助金への申請（予定を含む）状況



予算明細書

(単位：円)

経費区分	助成事業に 要する経費	積算明細	助成対象 経費	助成金交 付申請額	備考(購入先等、契約、 予定年月を記載)
謝金					
旅費					
合計					

\*経費区分は別表の助成対象経費の区分によること。

○ 留意事項

- (1) 消費税及び地方消費税は原則として助成対象経費とはならないので、注意してください。
- (2) 「助成金交付申請額」とは、「助成対象経費」のうち、助成金の交付を希望する額で、その限度は「助成対象経費」に別に定める助成率を乗じた金額又は助成限度額のいずれかの低い方の額となります。

また、算出した「助成金交付申請額」に、千円の位未満に端数がある場合は、切り捨ててください。

(例) <助成対象経費> <助成率> <端数切捨て> <助成金交付申請額>  
 500,000円 × 2/3 = 333,333円 → 333,000円

別紙3 (様式第1号関係)

予算明細書の説明資料

(単位：円)

経費区分	助成事業 に要する経費	積算明細	左記金額を必要とする理由 (使用目的、必要性等)
謝金			
旅費			
合計			

\*経費区分は別表の助成対象経費の区分によること。

事業スケジュール

実施項目	助成事業実施期間				具体的な取組方法
	第 1 四半期 ( ~ 月)	第 2 四半期 ( ~ 月)	第 3 四半期 ( ~ 月)	第 4 四半期 ( ~ 月)	
①					
②					
③					
④					
⑤					

別紙4の2（様式第1号関係）

事業スケジュール（複数年採択事業）

【向こう4年間の取組計画】※表内に取組予定時期を矢印で明示

取組内容 (四半期)	1年目				2年目				3年目				4年目			
	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV
①																
②																
③																
④																
⑤																
年度目標 ※具体的に																

収 支 予 算 書

1 支出

（単位：円）

経 費 区 分	助成事業に要する経費	助成対象経費	助成金交付申請額
合 計			

\*経費区分は別表の助成対象経費の区分によること。

2 収入

（単位：円）

区 分	金 額	資 金 の 調 達 先
助 成 金		宮崎県口蹄疫復興財団
借 入 金		
そ の 他		
合 計		

成果の目標について  
 （産地構造・産業構造転換推進事業）

目標達成に関する項目			
(目標年度 年)			
成果検証の具体的な方法			
成果の目標値			
現況値 ( 年)		目標値 ( 年)	
(成果の目標値を数値化することが困難な場合は記述してください。)			

\*産地構造・産業構造転換推進事業の場合にのみ提出してください。

公益財団法人 宮崎県口蹄疫復興財団  
理事長 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名 ⑩

宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金交付決定前着手届  
(事業(メニュー)区分: 事業 )

宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金について、宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金交付要綱第5条第3項の規定により、別記条件を了承の上、下記のとおり交付決定前に着手したいので、交付決定前着手届を提出します。

記

1 事業内容

事業名	事業内容	事業実施主体	総事業費	着手(予定) 年 月 日	完了予定 年 月 日

2 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 助成金交付決定通知を受けるまでの期間内に、天災地変等の理由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
- 2 助成金交付決定を受けなかった場合又は助成金交付決定を受けた助成金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から助成金交付決定通知を受けるまでの期間内において、計画変更を行わないこと。

宮口財一  
平成 年 月 日

様

公益財団法人 宮崎県口蹄疫復興財団  
理事長

印

宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで交付申請のあった宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金について、宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金交付要綱第6条の規定により下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

- 1 助成金の対象となる事業及び内容は、平成 年 月 日付けで申請のあった宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金交付申請書記載のとおり。
- 2 申請の取り下げのできる期限は、助成金の交付決定の通知を受領した日から起算して20日を経過した日までとする。
- 3 助成事業に要する経費、助成対象経費及び助成金の額は次のとおりとする。

助成事業に要する経費	金	円
助成対象経費	金	円
助成金の額	金	円
- 4 助成金の額の確定は、助成対象経費の事業区分ごとの実支出額に該当する補助率を乗じて得た額と配分された補助金の額のいずれか低い方の金額とする。
- 5 この助成金は、精算払（概算払）により交付する。
- 6 助成事業者は、助成事業が完了したとき（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）は、その日から起算して30日以内又は助成金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（様式第10号）を理事長に提出しなければならない。



- 7 助成事業者は、この助成金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした帳簿及び証拠書類を整備の上、助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。
- 8 助成金に係る消費税及び地方消費税については、交付要綱の定めるところにより消費税及び地方消費税に係る仕入控除額が明らかになった場合には当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除額を減額することになる。
- 9 上記のほか、助成事業の実施においては、宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金交付要綱に従わなければならない。

平成 年 月 日

公益財団法人 宮崎県口蹄疫復興財団  
理事長 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名

印

宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金交付申請取下届出書

平成 年 月 日付け宮口財一 で交付決定のあった宮崎県口蹄疫復興対策運用型  
ファンド事業助成金に係る交付申請について、下記の理由により取り下げたいので、宮崎県口蹄  
疫復興対策運用型ファンド事業助成金交付要綱第7条の規定により届け出ます。

記

1 交付申請を取り下げる理由

公益財団法人 宮崎県口蹄疫復興財団  
理事長

殿

住 所  
名 称  
代表者氏名

⑩

宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金変更交付申請書

平成 年 月 日付け宮口財一 で交付決定のあった宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金について、下記のとおり事業計画を変更したいので、宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

様式第 1 号に準じ、変更前の事業内容及び経費の配分と変更後の事業内容及び経費の配分を容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、助成金交付申請書に添付したものから変更があったもの限り添付すること。

宮口財一  
平成 年 月 日

様

公益財団法人 宮崎県口蹄疫復興財団  
理事長

⑩

宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金変更交付決定通知書

平成 年 月 日付けで宮口財一 で交付決定した宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金について、宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金交付要綱第8条第2項の規定により下記により交付決定を変更することに決定しましたので、通知します。

記

1 交付決定額等

変更前交付決定額	金	円
変更増減額	金	円
変更後交付決定額	金	円

2 助成金の対象となる内容は、平成 年 月 日付けで申請のあった宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金変更交付申請書記載のとおり。

3 助成金の取扱は、平成 年 月 日付宮口財一 宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金交付決定通知書に準じるとともに、助成事業の実施においては、宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金交付要綱に従わなければならない。

平成 年 月 日

公益財団法人 宮崎県口蹄疫復興財団  
理事長 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名

㊞

宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け宮口財一 で交付決定のあった宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金に係る助成事業について、下記の理由により中止（廃止）したいので、宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金交付要綱第10条の規定により承認を申請します。

記

- 1 中止（廃止）する 事業名
- 2 中止（廃止）する理由
- 3 中止の期間（廃止の時期）

平成 年 月 日

公益財団法人 宮崎県口蹄疫復興財団  
理事長 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名 ⑩

宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金事業遅延等報告書

平成 年 月 日付け宮口財一 で交付決定のあった宮崎県口蹄疫復興対策運用型  
ファンド事業助成金に係る助成事業について、下記のとおり遅延することとなったので、宮崎県  
口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告しま  
す。

記

- 1 助成事業名
- 2 助成事業の進捗状況
- 3 同上に要した経費
- 4 遅延等の内容及び原因
- 5 遅延等に対する措置
- 6 助成事業の遂行及び完了の予定  
平成 年 月 日

平成 年 月 日

公益財団法人 宮崎県口蹄疫復興財団  
理事長 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名

㊟

宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金事業遂行状況報告書

平成 年 月 日付け宮口財一 で交付決定のあった宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金に係る助成事業について、平成 年 月 日現在の遂行状況を、宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の遂行状況  
事業遂行状況報告書（別紙1）のとおり
  
- 2 予算の執行状況  
予算執行状況書（別紙2）のとおり

別紙1（様式第9号関係）

1 事業遂行状況

（平成 年 月 日から平成 年 月 日までの経過・成果）

--

2 今後の予定

（平成 年 月 日から平成 年 月 日までの取組内容等）

--



予算執行状況書

1 支出

（単位：円）

経費区分	助成事業に要する経費	助成対象経費		
		予算額	予算執行済額	予算執行未済額
合計				

\*経費区分は別表の助成対象経費の区分によること。

公益財団法人 宮崎県口蹄疫復興財団  
理事長 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名

⑩

宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金事業実績報告書

平成 年 月 日付け宮口財一 で交付決定のあった宮崎県口蹄疫復興対策運用型  
ファンド事業助成金に係る助成事業について、宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金  
交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり実績を報告します。

記

- 1 事業実施結果報告書  
別紙1のとおり
  
- 2 収支決算書  
別紙2のとおり
  
- 3 収支明細書  
別紙3のとおり

事業実施結果報告書

（事業（メニュー）区分： 事業 ）

1. 事業内容等

（1）事業の名称

（2）事業目的

（3）事業期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

（4）事業内容

注2） 間接補助事業については、助成先における事業内容がわかる資料を添付してください。

2 事業効果

## 収 支 決 算 書

## 1 支出

（単位：円）

経 費 区 分	助成事業に要する経費	助成対象経費	助成金交付申請額
合 計			

\*経費区分は別表の助成対象経費の区分によること。

## 2 収入

（単位：円）

区 分	金 額	資 金 の 調 達 先
助 成 金		宮崎県口蹄疫復興財団
借 入 金		
そ の 他		
合 計		

収支明細書

(単位:円)

経費区分	助成事業に 要する経費	積算明細	助成対象経費	助成金交 付申請額	備考(購入先等、契約年 月を記載)
謝金					
旅費					
合計					

\*経費区分は別表の助成対象経費の区分によること。

宮口財一  
平成 年 月 日

様

公益財団法人 宮崎県口蹄疫復興財団  
理事長

⑩

宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金交付額確定通知書

平成 年 月 日付け宮口財一 で交付決定した宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金について、その額を下記のとおり確定しましたので宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金交付要綱第14条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円

平成 年 月 日

公益財団法人 宮崎県口蹄疫復興財団  
理事長 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名

印

宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金精算払請求書

平成 年 月 日付け宮口財一 で助成金の額の確定通知のあった宮崎県口蹄疫復興  
対策運用型ファンド事業助成金について、宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金交付要  
綱第15条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 助成金の確定額 金 円
- 3 今回請求額 金 円
- 4 振込先

金融機関名	銀行	支店
預金の種類		
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

公益財団法人 宮崎県口蹄疫復興財団  
理事長 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名 ㊟

宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金概算払請求書

平成 年 月 日付け宮口財一 で交付決定のあった宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金について、宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金交付要綱第15条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 概算払受領済額 金 円
- 3 今回請求額 金 円
- 4 残 額 金 円
- 5 振 込 先

金融機関名	銀行	支店
預金の種類		
口座番号		
フリガナ		
口座名義		



公益財団法人 宮崎県口蹄疫復興財団  
理事長 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名 ⑩

宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

平成 年 月 日付け宮口財一 で交付決定のあった宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金について、宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金交付要綱第17条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- |   |   |
|---|---|
| 1 助成金の確定額                                     | 円 |
| 2 助成金の確定時における補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額        | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 助成金返還相当額（3－2）                               | 円 |

(注) 1 税務署に申告した「課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書」の写し  
2 決算書の写し  
3 積算の内訳

宮口財一  
平成 年 月 日

様

公益財団法人 宮崎県口蹄疫復興財団  
理事長

㊞

宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金交付決定取消通知書

平成 年 月 日付け宮口財一 で交付決定した宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金に係る助成事業について、下記により交付決定を取り消すことを決定しましたので、宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金交付要綱第18条第4項の規定により、通知します。

(なお、この交付決定の取り消しに伴い宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金は、返還いただきますので併せて通知します。)

記

- 1 理由
- 2 交付決定額 円
- 3 交付取消額 円
- 4 要返還額 円
- 5 返還期日 平成 年 月 日
- 6 返還方法 4の要返還額を5の返還期日までに当財団の口座に振り込むこと。

金融機関名	口座番号等	
	種 目	
	口座番号	
	口座名義	

なお、返還に係る振込手数料は、返還者が負担するものとする。

\* [ ] 内は、本通知書を通知する時点で助成金を交付していない場合は記載しない。  
5の返還期日は、本通知書を発行する日から起算して原則として30日以内とする。

公益財団法人 宮崎県口蹄疫復興財団  
理事長 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名 ⑩

宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金取得財産処分承認申請書

平成 年 月 日付け宮口財一 で交付決定のあった宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金に係る助成事業について、同助成金により取得した財産を、下記のとおり処分したいので、宮崎県口蹄疫復興対策運用型ファンド事業助成金交付要綱第19条第2項の規定により、承認を申請します。

記

- 1 取得資産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由